

法改正の背景

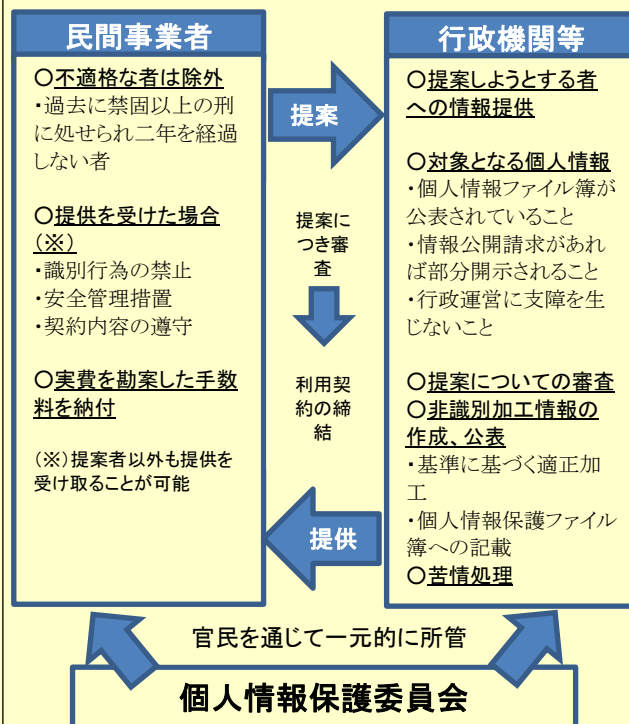
個人の行動・状態等に関するパーソナルデータは利用価値が高いとされており、これまでと同様、個人の権利利益の侵害を未然に防止し個人情報及びプライバシーの保護を図りつつ、新産業・新サービスの創出と国民の安全・安心の向上等のための利活用を実現する環境整備を行うことが求められている。(地方公共団体が保有するパーソナルデータに関する検討会報告書(案))

法改正(個人情報保護法・行個法)

保有する個人情報を匿名加工(非識別加工)して、民間事業者に提供できる制度を新設

※その他、「個人情報の定義の明確化」、「要配慮個人情報の規定の新設」等について改正

匿名加工情報の作成・提供の仕組み



地方が保有する個人情報を非識別加工して提供できる制度に対する議論の状況

地方公共団体が保有するパーソナルデータに関する検討会(総務省主催 H28.9.23~H29.3.29 計5回 開催)

- 地方公共団体における非識別加工情報の仕組みの導入において、民間部門及び国と整合的なものとすべき
- 制度の創設は地方公共団体の条例に委ねるべき

規制改革推進会議 投資等ワーキンググループ(H29.4.25)

【官民データ活用の推進に関する意見】

- 地方公共団体の条例に委ねるとすれば、条例の内容や運用に差異が生じる可能性があること
- 条例整備の時期にばらつきが生じること
- 地方公共団体との意見交換の場を早急に設けるべき
- 当面は先進的な地方公共団体における条例整備を推進し、立法措置による解決という可能性について、地方団体の意向を十分に踏まえて検討していくべき
- 地方公共団体の情報の加工・取扱いに関する萎縮、人的リソースの不足に伴う対応困難といった問題の発生を回避するため、総務省は加工情報の作成を受託する共同受託機関の設置又は創出を促すための取組みをすべき

規制改革実施計画(6月9日閣議決定)

- 整合的なルール整備がなされるよう、意見交換の場を早急に設ける。また、立法措置による解決の可能性についても判断。
- 地方自治体から非識別加工情報の作成を受託する共同受託機関の設置、または創出を促すための取組みを行う。

総務省からの通知等

- 検討会の報告書を取りまとめ、地方公共団体に地域力創造審議官(局長級)名での通知発出(5月19日付け)
【内容】・技術的助言
・条例改正の推進
- 地方公共団体が保有するパーソナルデータの効果的な活用のための仕組みのあり方に関する検討会(H29.7.6~)
「規制改革実施計画」を踏まえ、パーソナルデータの効果的な活用のための仕組みのあり方について検討を実施

個人情報保護委員会(H29.5.12付け事務連絡)

- 個人情報保護法ダイヤルの設置
- 行政機関等非識別加工情報に関する総合案内所の設置

国及び地方公共団体の対応

各省庁の対応

- ・法が5月30日から施行されるため、各省庁で個人情報ファイル簿を整備した上で、来年3月までに提案募集。

地方公共団体の対応

- ・H29. 2月議会で鳥取県が条例改正済み
- ・その他の都道府県は、当面、国の運用を見守るスタンス

本県の対応

- ・非識別加工情報の活用については、情報を活用した新たな産業創出につながることを考えられ、制度導入に向けた取組みを進めていくべきもの

- ・しかし、県が保有する個人情報を加工し、提供する制度の導入に当たっては、県民の個人情報の保護が第一義であることを念頭に、導入するために必要となる制度設計について、慎重な検討を行う必要がある。

- ・国の検討会における検討内容は、本県における非識別加工情報制度の制度設計のあり方に大きな影響を及ぼすことが考えられる。

- 国の検討会の検討状況
- 国の行政機関における非識別加工情報制度の運用状況
- 制度導入に係る条例改正に関する他県の動向
- を踏まえ、本県における制度導入のあり方について検討実施。